

民泊・地域イベント等予約システム構築業務
公募型プロポーザルによる事業者募集実施要領

令和 7 年度（2025 年度）

智頭町 企画課

1. 目 的

本業務は、鳥取県智頭町（以下「本町」という。）における民泊事業および地域イベント等に関する予約を、国内外から WEB 上で受け付けるための 2 種類の予約システムをそれぞれ開発・導入することを目的とする。宿泊システムと地域イベント等予約システムは別個のシステムとして構築し、それぞれ独立して運用可能な構成とする。両システムは、共通の事務局が管理し、地域全体での情報発信力や利便性の向上を図る。

本業務の実施にあたり、提案事業者は「提案書」および「見積書」を提出するものとする。なお、見積書については、以下の 2 区分に分けて提出することとする。

- ① 今年度（令和 8 年 3 月末まで）に係る開発及びそれに関連する費用
- ② 来年度（令和 8 年 4 月以降）に係るシステム運用・保守費用

なお、提案書には、開発方針、スケジュール、体制、運用支援の内容を明記すること。

※ 共通仕様については別紙参照

2. 参加資格

本町内又は鳥取県東部地区内に事業所（本社又は支社等）を有し、提案日までに本町に一般競争入札参加資格（当該役務）登録済みの者で、本事業を遅滞なく履行期間内で完了させることができ、誠実に履行できる見込みの者。

ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更正・再生手続き中の者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は智頭町暴力団排除条例第 6 条に該当する者
- ④ 鳥取県暴力団排除条例（平成 23 年鳥取県条例第 3 号）第 19 条に違反している者
- ⑤ 国税及び地方税を滞納している者

3. スケジュール（予定）

実施要領の公表	令和 7 年 11 月上旬
プロポーザル申込期間	令和 7 年 11 月上旬 ～ 下旬
審査会の実施	令和 7 年 12 月中旬
受託者の選定・公表	令和 7 年 12 月中旬 ～ 下旬
委託契約締結	令和 7 年 12 月中旬 ～ 下旬

4. ご提案について

- ① 提案については、原則「現地（本町）」で行うものとし、提案時間は15分以内とする。（提案のあと、15分程度の質問時間を設けます。）
- ② 提案いただく資料等は、様式不問。審査員が審査しやすい資料となるよう努めること。

5. 問合せ先

質問等がある場合は、下記の連絡先までお問い合わせください。

智頭町企画課 担当 岸本

〒689-1402 鳥取県八頭郡智頭町大字智頭2072番地1

電話 0858-75-4112 FAX 0858-75-1193

メール kikaku@town.chizu.tottori.jp